

# 東京医療保健大学和歌山看護学部履修規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、学則に基づき、和歌山看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (授業科目)

第2条 和歌山看護学部の授業科目は、学則第10条第7項(2)に定める、「教養分野」、「専門分野」及び「養護教諭教職課程」で構成する。

2 卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

- (1) 必修科目……………必ず履修しなければならない科目。
- (2) 選択必修科目……指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。
- (3) 選択科目……………自由に選択できる科目。

## (授業期間及び授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期の Semester 制とする。

- 2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。
- 3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学修を行ったものとする。
- 4 授業時間は、原則として1日5時限とし、次のとおりとする。

1時限目	9:00～10:30
2時限目	10:40～12:10
3時限目	13:00～14:30
4時限目	14:40～16:10
5時限目	16:20～17:50
- 5 学外における実習については、別に定める。

## (単位の認定及び学修の評価)

第4条 単位認定に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績等によって行うものとする。

- 2 単位認定に係る試験の評価は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。
- 3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC(60点)とする。

## (試験)

第5条 試験は期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、レポート提出、実技等の方法により行う。
- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない者。
  - (2) 授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては3分の2に満たない者、また実習においては5分の4に満たない者。
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(追試験、再試験及び再履修)

第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
- 3 不合格となった科目を、再履修することができる。
- 4 その他、追試験、再試験及び再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第7条 履修しようとする授業科目については、各 Semester 始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 履修登録は、指定された期間内であれば、1回に限り変更ができるものとする。
- 3 1年間に履修登録できる単位数の上限については、別に定める。
- 4 学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができるものとする。

(休講)

第8条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第9条 欠席とは、授業に出席しない場合をいう。欠席した場合は欠席届を提出する。

- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。

- (1) 親族等の死亡による忌引き。  
※1 親等・・・7日、2 親等・・・3日、3 親等・・・1日
- (2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
- (3) 学校保健安全法施行規則に定める伝染病に罹患した場合。
- (4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第10条 試験等において不正行為を行った者は、当該 Semester の全履修科目を不合格とする。

(教育職員免許状の資格取得)

第11条 学則第18条の2の規定に基づき、教育職員免許状の資格取得を希望する学生は、別表第1に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(進級の要件)

第12条 上級年次へ進級するために必要な要件を設けることができる。

2 進級するための要件に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位については別表第1-1～4に示す。

別表第1

1-1-1 教職に関する科目（平成30年度入学生まで適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
教職の意義等に関する科目	2	教職への道	2		2	1.5
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原理	1		2	1.5
		教育心理学	2		2	1.5
		教育制度論	1		2	1.5
教育課程に関する科目	4	教育課程論	1		2	1.5
		道徳教育の理論と方法	1		2	1.5
		特別活動の指導法	1		2	1.5
		教育方法論	1		2	1.5
生徒指導及び教育相談に関する科目	4	生徒指導論	2		3	1.5
		学校教育相談	2		3	1.5
養護実習	5	養護実習事前・事後指導	1		4	1.5
		養護実習	4		4	4.5
教職実践演習	2	教職実践演習（養護教諭）	2		4	1.5
必要修得単位数	21		21			

1-1-2 教職に関する科目（平成31年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	1		2	1.5
		教職論	2		2	1.5
		教育制度論	1		2	1.5
		教育心理学	2		2	1.5
		特別支援教育の基礎	1		3	1.5
		教育課程論	1		2	1.5
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育/総合的な学習時間の指導法	1		3	1.5
		特別活動の指導法	1		2	1.5
		教育方法論	1		2	1.5
		生徒指導論	1		3	1.5
		学校教育相談	2		3	1.5

教育実践に関する科目	7	養護実習事前・事後指導	1		4	15
		養護実習	4		4	45
		教職実践演習（養護教諭）	2		4	15
必要修得単位数	21		21			

1-2-1 養護に関する科目（令和3年度入学生まで適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	疫学・保健統計論	2		2	15
		保健医療福祉行政論	2		2	15
		公衆衛生学	2		1	15
学校保健	2	学校保健Ⅰ（学校保健の概要）	1		2	15
		学校保健Ⅱ（学校保健と学習指導要領）	1		3	15
養護概説	2	養護概論	2		3	15
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	15
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		1	15
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ（呼吸・循環・血液・消化器系）	2		1	15
		体の仕組みと働きⅡ（骨格・筋・神経・腎・内分泌・生殖器系）	2		1	15
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学	2		1	15
		臨床薬理学	2		2	15
精神保健	2	精神看護学概論	1		2	30
		精神看護援助論Ⅰ（心の健康を維持・増進する看護）	2		2	15
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	基礎看護学概論	2		1	15
		基礎看護援助実習Ⅰ（看護観察・体験実習）	1		1	45
		基礎看護援助実習Ⅱ（看護展開実習）	2		2	45
		看護統合実習	2		4	45
		小児看護学概論	1		2	30
		小児看護援助論Ⅱ（健康障害をもつ子どもの看護）	1		3	30
		小児看護学実習	2		3・4	45
		精神看護援助論Ⅱ（心の健康障害をもつ対象の看護）	1		3	30
		急性期看護援助論	2		2	15
		急性期看護学実習	3		3・4	45
必要修得単位数	28		42			

1-2-2 養護に関する科目（令和4年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	疫学・保健統計論	2		2	15
		保健医療福祉行政論	2		2	15
		公衆衛生学	2		2	15
学校保健	2	学校保健Ⅰ（学校保健の概要）	1		2	15
		学校保健Ⅱ（学校保健と学習指導要領）	1		2	15
養護概説	2	養護概論	2		3	15
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	15
栄養学（食品学を含む。）	2	栄養学	2		1	15
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ（筋・骨格系、自律神経系、内分泌系、血液）	1		1	15
		体の仕組みと働きⅡ（脳神経系、神経系、感覚器系、免疫系）	1		1	15
		体の仕組みと働きⅢ（循環器系、呼吸器系）	1		1	15
		体の仕組みと働きⅣ（泌尿器系、消化器系、生殖器系）	1		1	15
微生物学、免疫学、薬理概論	2	病原微生物学	2		1	15
		臨床薬理学	2		1	15
精神保健	2	精神看護学概論	1		2	30
		精神看護学実践論Ⅰ（精神医療保健と看護）	2		2	15
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	1		1	15
		基礎看護学実習Ⅰ（早期体験実習）	1		1	45
		基礎看護学実習Ⅱ（看護過程展開実習）	2		2	45
		看護統合実習A（組織された看護実践）	2		4	45
		小児看護学概論	1		2	30
		小児看護学実践論Ⅱ（小児における看護過程の展開）	1		3	30
		小児看護学実習	2		3	45
		精神看護学実践論Ⅱ（精神看護）	1		3	30
		急性期看護学実践論	1		2	15
		急性期看護学実習	2		3	45
必要修得単位数	28		39			

### 1-3-1 養護又は教職に関する科目（平成30年度入学生まで適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
養護又は教職に関する科目	7	クリティカル・シンキングⅡ（看護過程演習）	1		2	30

最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、6単位以上修得。

### 1-3-2 大学が独自に設定する科目（平成31年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
大学が独自に設置する科目	7	クリティカル・シンキングⅡ（看護過程演習）	1		2	30
必要修得単位数	7		1			

最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、6単位以上修得。

### 1-3-3 大学が独自に設定する科目（令和4年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
大学が独自に設置する科目	7	基礎看護学実践方法論	2		2	15
必要修得単位数	7		1			

最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、5単位以上修得。

### 1-4-1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（平成30年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	15
体育	2	スポーツ科学	1		1・2・3	15
		スポーツ実習	1		1・2・3	30
外国語コミュニケーション	2	英会話Ⅰ（入門）	2		1	15
		英会話Ⅱ（基礎）	2		1	15
情報機器の操作	2	情報リテラシー	2		1	15
必要修得単位数	8		10			

### 1-4-2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（令和4年度入学生から適用）

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目・単位数		養護教諭一種免許状取得			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	本学授業科目	必修単位数	選択単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1	15
体育	2	スポーツ科学	1		1	15
		スポーツ実習	1		1	30

外国語コミュニケーション	2	英語	2		1	15
		英会話 I (基礎)	2		1	15
情報機器の操作	2	情報リテラシー	1		1	15
		パーソナル・コンピューター入門※	1		1	15
		情報科学概論※	1		1	15
必要修得単位数	8		11			

※教養科目のパーソナル・コンピューター入門、情報科学概論はいずれか選択。